

報告第4号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年2月20日

提出者 足立区長 近藤 弥生

専決処分書

足立区立学童保育室保護者負担金の納付に関する和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年2月6日

足立区長 近藤 弥生

足立区立学童保育室保護者負担金の納付に関する和解について

足立区は、足立区立学童保育室保護者負担金未納分の納付につき、下記により和解する。

記

- 1 相手方
足立区梅田在住者

- 2 和解の要旨
別紙和解条項（案）のとおり

和解条項(案)

- 1 被告は、原告に対し、別紙記載の学童保育室保護者負担金合計108,000円の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を、平成31年3月から同年11月まで毎月末日限り12,000円ずつ、原告の交付する納付書により支払う。
- 3 被告が前項の分割金の支払を2回以上怠ったときは、当然に期限の利益を失い、被告は、原告に対し、残金を直ちに支払う。
- 4 原告は、その余の請求を放棄する。
- 5 原告と被告は、本件に関し、原告及び被告の間に、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。
- 6 訴訟費用は各自の負担とする。

平成31年2月27日